

東日本大震災の被災者に係る確認申請手数料の免除について

ふるさと復興等まちづくり支援事業（被災地住民支援型事業）

1 対象区域

岩手県全域

2 免除する手数料

「東日本大震災」により滅失、破損した住宅に代わるものとして行う「新築・増改築・移転・又は大規模の修繕」に係る当センターの建築確認手数料。

3 免除を対象とするもの

(1)「東日本大震災」において住宅を被災したもの。（り災証明書（写）があるもの。）

(2)免除を受けようとする場合は、建築確認申請書を提出する際に、併せて「手数料免除申請書」の提出を行うものとする。

4 免除の実施期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

5 免除する住宅の手数料の額

◇確認審査 1 件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	免除する手数料の額
30㎡以内のもの	8,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	12,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	18,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	26,000円
500㎡を超えるもの	免除対象外

※計画変更を含む

【問合せ先】

財団法人岩手県建築住宅センター

確認評価室

TEL 019-623-4420

FAX 019-623-2005